第四十五条の十五第三項中「第四十五条の十二第三項各号」を「第四十五条の十二第四項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　航空局の一一八MHzから一四二MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備であつて、A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三kHzのものは、第四十五条の十二第一項第三号の表（感度の項、一信号選択度の項及び総合周波数特性の項を除く。）に定める条件のほか、次の各号の表に定める条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置

区別	条件
変調方式	振幅変調方式
総合歪率	変調周波数一、〇〇〇ヘルツで八〇パーセントの変調をした場合において、一〇パーセント以下
総合周波数特性	変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツにおいて、六デシベル以内
信号対雑音比	変調周波数一、〇〇〇ヘルツで八〇パーセントの変調をした場合において、三〇デシベル以上

二　受信装置

区別		条件
感度		信号対雑音比を六デシベルとするために必要な受信機入力電圧が、一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされたものの場合において、五マイクロボルト以下
一信号選択度	通過帯域幅	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を受信装置の最大感度の点から六デシベル高い値で加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるときの幅が割当周波数から（±）二・八kHz以上
	減衰量	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるときの当該受信機入力電圧の四〇デシベル低下の帯域幅が（±）一七kHz以内、六〇デシベル低下の帯域幅が（±）二五kHz以内
	スプリアス・レスポンス	六〇デシベル以上
総合周波数特性		変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル以内

三　空中線

区別	条件
偏波面	航空交通管制に関する通信に使用するものにあつては、垂直偏波であつて、かつ、なるべく水平偏波を含むものであること。

別表第一号の表6の項中「航空局（注45）」を「航空局（注45、54）」に改め、同表の注に次のように加える。

54　A3E電波を使用する周波数間隔が8.33kHzの周波数の電波を使用する航空局の無線設備にあつては、この表に規定する値にかかわらず、周波数の許容偏差は、1（10^{-6}）とする。

別表第二号第1の表A3Eの項を次のように改める。

A3E	5.6kHz	周波数間隔が8.33kHzの周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備
	8kHz	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	6kHz	その他の無線局の無線設備（航空機用救命無線機を除く。）

別図第四号の十一中「第45条の12第3項」を「第45条の12第4項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にその型式について総務大臣の行う検定（以下この項において「型式検定」という。）に合格している義務航空機局の無線設備の機器のうち、電波の型式がA三Eであって周波数間隔が八・三三kHzの周波数の電波を使用するもの（施行規則第十一条の五第一号に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。）は、この省令による改正後の設備規則の規定に適合しているものとみなし、なお型式検定の合格の効力を有するものとする。

告示

○総務省告示第三百十五号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第二条の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千九十四号（航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十五日

総務大臣　川端　達夫

1の表航空機に施設する両側波帯の電波を使用する無線電話（航空機用救命無線機を除く。）の機器（以下「航空機用両側波帯の機器」という。）の項中「設備規則第45条の12第1項第1号の条件」の次に「。ただし、電波の型式がA3Eであって周波数間隔が8.33kHzの周波数の電波を使用するものについては、同条第3項に規定する送信装置に係る条件」を加え、同表航空機用気象レーダーの機器の項中「昭和63年郵政省告示第396号（航空機に設置する無線航行のためのレーダーの指定周波数帯を定める件）の条件」を「平成18年総務省告示第57号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の条件」に改める。